# シンプルなラベルがもたらす安心感

日本で飲食料品を流通させ、販売するためにはラベルの表示が義務付けられています。そのラベルには、原材料を表記する必要があります。

現在、厚生労働省が指定している添加物リストに登録されている数は454品目(2016年10月6日付)。1947年に食品衛生法が制定された際の指定添加物は60品目でしたが、つぎつぎと新たな添加物が指定され、リストに追加されています。

したがって、店頭で扱う食品や調味料を選んだり、料理を提供したりしている私たちは、努力を積み重ねる必要があります。当店で扱っているすべての商品が無添加ではありませんが、店内からひとつでも指定添加物の表記を減らすべく、商品を選別し続け、調理の行程を追求し続けています。

ぜひ店頭にお越しいただき、並んでいるさまざまな商品を手に取って原材料表記を見比べてください。そして、空白の多いシンプルなラベルをご覧になり、安全であることにご納得いただきながら、安心してお買い上げください。